

大阪市廃棄物減量等推進審議会

第3回手数料あり方検討部会

平成20年12月25日（木）

大阪市環境局 第1会議室

開 会 午前10時

○清原企画担当課長代理

ただいまから大阪市廃棄物減量等推進審議会手数料あり方部会の第3回目を開催させていただきます。

委員の皆様方には、年末のお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会をさせていただきます環境局企画部企画担当課長代理の清原でございます。

初めに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○清原課長代理

本日の委員の出席状況について、ご報告させていただきます。部会委員数4名のところ、ただいま3名の委員のご出席をいただいております。半数以上の委員のご出席をいただいております。審議会規則第5条第2項の規定を準用いたしまして、当部会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。なお、田村委員は、少々遅れるというご連絡をいただいております。よろしく願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきまして、村田部会長にお願いしたいと思います。

○村田部会長

おはようございます。手数料あり方検討部会の3回目ということですね。

報道機関が写真を撮られることは、今日はございますでしょうか。

○清原課長代理

本日は報道機関はお見えになっておりませんので、このまま議事を進めていただきたいと思っております。

○村田部会長

審議の順序について、別段配慮しなくてもいいですか。

○清原課長代理

田村先生もお見えになりましたので、事務局からの説明を初めにさせていただきます。

○深津企画担当課長

私から本日の内容についてご説明させていただきたいと思いますが、その前に、第1回にお示ししました資料の関係で、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。

お手元の「参考資料」を、まずご覧いただきたいと思います。

1 ページは、第1回のご説明にかかわる部分でございますが、許可業者の団体の方から一部ご指摘をいただいたところがございます。本市の統計処理上の問題でもございますが、家庭系ごみと事業系ごみの統計上の把握の仕方、若干補足説明をさせていただきます。なお、この内容につきましては、これまでも審議会でご説明しておりますけれども、改めてもう一度ご説明させていただきたいと思います。

本市の家庭系ごみにつきましては、基本的に私ども大阪市が直営で収集しているものを家庭系ごみとして集計をしております。図を見ていただきますと、1日の排出量1kg未満の事業所のごみ（推定で8.7万t）と学校・公共施設等のごみ（2.6万t）を直営で収集しておりますので、統計処理上は家庭系のごみとして処理しております。一方、事業系のごみは、許可業者の皆様が収集しているものと、事業者が直接持ち込む（一般搬入）分を集計したものとになっておりまして、この中には一部のアパート・マンションのごみ（推計で8万t）を含んでおります。

1回目にご説明する時に、特にこの細かいところまでご説明せずに、私どもの統計処理に従って家庭系、事業系ということで申し上げていたのですが、厳密に申し上げますと、一部イレギュラーな部分も入った形での処理になっているということについて、補足説明をさせていただきたいと思っております。

それから、今回資料は付けておりませんが、本市の処理処分コストが他都市と比べて安い理由としまして、私から、焼却工場が古くから整備されておりますので、処理コストの大きな部分を占めます減価償却費が安いことと、もう1点、処分施設としてフェニックスがあるからというご説明をさせていただいたかと思っております。これについては、正確には私ども独自の海上埋立地である北港処分地というのが別途ございまして、こちらのほうに多量の灰を

最終処分しております。こういったものを持っていることも含めて処理処分コストが安い結果になっておりますので、一言申し添えたいと思います。まずこの点につきまして、ご質問等ございましたら。

○村田部会長

1回目の説明について今日は補足説明がありましたが、先生方、いかがでしょうか。疑問点、質問事項がありましたら、お願いしたいと思います。

○竹内委員

確認ですが、今回、事業系ごみの手数料のあり方の検討では、この図に書かれております色のついた部分について検討するというところでよろしいでしょうか。例えばアパート・マンションは、業者が収集しているけれども、これは家庭から集めているので手数料の検討からははずれるという理解でよろしいでしょうか。

○深津課長

そのへんにつきましては、本日までご説明する、特に袋収集の部分でどうするかという議論になるかと思えます。基本的には色のついている部分ということですので、そういうふうにご理解いただいたらと思っております。

○村田部会長

そのほか、ございませんでしょうか。

○深津課長

そうしましたら、本日の議題に沿いましてご説明をさせていただきます。

「第3回手数料あり方検討部会資料」をご覧くださいと思います。

まず1ページ。最初に、前回の部会の整理と今回の論点のまとめをお示しております。

第2回部会の整理でございますが、適正な処理手数料についての検討をさせていただきました。何点か論点がございますが、まずごみ処理手数料の法的根拠について話があったかと思えます。これにつきましては、地方自治法第227条と排出者責任（廃棄物処理法の3条にかかわる部分）からの検討ということでございます。地方自治法につきましては、「特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」ということで、手数料徴収の根拠規定ということ。廃掃法の3条は、「事業者は自らの責任において適正に処

理しなければならない」ということで、事業者責任を明記している。こういったことから、基本的な考え方としまして、処理原価を手数料を考える際の基準としながら、役務の提供から受ける利益、場合によっては政策の効果等も勘案して料金設定することも一定可能なのではないかというご議論があったと思います。

次に、平成19年度の処理原価につきまして、私どもの原価計算や他都市との比較もご説明したところでございます。この際、原価の計算方法、それから他都市との比較から見て「概ね妥当」と書いておりますけれども、手数料を設定する基準として、一定こういうレベルであろうというお話がありました。もう1点大事な点は、原価に基づいて手数料を設定する際には、事業の効率化、特に処理処分にかかるコストの削減が前提条件として求められるということが述べられておりました。これにつきましては、現在、平成22年を目標にした局長改革マニフェストがございますので、それに沿って要員の削減も含めたコスト削減をやっているということをご説明させていただきました。

次の論点でございますが、処理原価をあてはめた場合の手数料の試算。19年度の処理原価を参考に手数料の試算をやってみたのですが、処理原価をそのままあてはめると、現在の価格から比べますと大幅な値上げになります。排出者が重量で手数料を認識しておられるのか、それとも容積で考えておられるのかによって、排出者が抱く負担感に若干差が出るだろうというお話があったかと思えます。私ども、排出者が重量と容積のどちらで手数料水準を認識しておられるかはわからない部分がございますが、当然のことですけれども、処理手数料の徴収は重量を基本にしておりますので、そういったことで考えるのが妥当ではないかというご説明をしたと思えます。

それから、他都市における手数料改定とごみ減量の状況、手数料改定によるごみ減量効果の試算ということでございます。他都市の事例を見ますと、手数料改定以外の減量施策と併用ということでない、ごみ減量に関しては効果があまりないということで、手数料改定とほかの施策との併用によってごみ減量効果を出していくのがいいのではないかというお話がありました。

また、先ほどの話と重なる部分がございますが、重量と容積のどちらを排

出者が認識されているかによって、手数料改定によるごみ減量効果も違いが出てくるというお話があったかと思えます。

それから、現実にごみを減らすためには、ほかの施策との併用にもつながってまいりますけれども、リサイクルルートの確保も同時にやらないと、減量に向けた全体の同意は得られにくい。例えば不法投棄や家庭系ごみへの混入ということも当然想定されますので、リサイクルルートの確保も同時にやるべきではないかというお話がありました。

その他といたしまして、事業系ごみの組成分析の結果をご説明いたしました。現行3分の1の比重換算でやっておりますけれども、これを続けるのはなかなか難しいというお話があったと思っております。簡単でございますが、以上が第2回部会での議論の整理でございます。

本日、第3回部会以降の論点としてご説明させていただきたいと思っておりますのは、ごみ処理手数料における数量の認定の方法で、比重換算について、もうちょっと突っ込んで、根拠も含めてご説明させていただきたい。

それから、手数料の徴収方法について、我々、排出事業者責任の徹底を考えておりまして、そういうことから他都市でもやられております事業系の有料指定袋について検討をお願いしたいと考えております。

また、排出量10kg未満事業者の取り扱い。少量の排出事業者に対する政策的な配慮につきまして、本来的には市のほうで判断する必要がある内容ではございますけれども、委員各位のご意見を一定おうかがいして参考とさせていただきたいと考えております。本日はこういう流れでさせていただきたいと思えます。

2ページ以降は、担当の松本課長からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○松本収集輸送効率化担当課長

引き続き、2ページ以降をご説明させていただきます。

まず、ごみ処理手数料における数量の認定。前回もお話が出ておりましたように3分の1換算ということで、45L=15kgにつきましては、本市の「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の30条で、一般廃棄物処理手数料の「基礎となる数量は、市長の認定するところによ

る」と定めております。これを受けて「ごみ等有料処理事務取扱要領」、これは市長決裁で上がっておりますが、この中で「条例第30条第2項の規定により市長が行う数量の認定は、次の方法によるものとする」として、一般廃棄物は平均比重3分の1として算出する。具体的には、ポリ容器（45L）15kg、中継かご（90L）30kgを基準として処理量を認定する。ただし、燃えがら、がれき等の重量物については、平均比重3分の4として算出すると決めております。

ここでちょっとお断りを申し上げます。前回だったと思いますが、田村委員からご質問がございました、袋の数を計算するようなシーンはこういったところに生まれるのかといったお話をいただいた時に、私が収集業者さん等が収集するごみの契約料金というご返事をしましたが、大阪市が直接収集をいたします毎日取りとか定日取りとかで使う換算（3分の1換算）が基本になっておりまして、特に業者さんの収集の契約でこれが使われているということではないようでした。私の返事の仕方がまずかったかなと考えております。改めて訂正をさせていただきたいと思っております。

3 ページですが、すでに家庭ごみ組成分析調査結果を資料として出ささせていただきました。今回、3分の1換算を今後引き続いてやるについて問題ありというご指摘もあったと思っておりますけれども、具体的な家庭ごみの組成分析結果に基づいて比重を算出した場合、平均比重は概ね0.2ということで計算内容をあげております。これにつきましては、他都市の状況を左の下のほうにも書いておりますが、札幌、千葉、名古屋、神戸、広島などほとんどのところが0.2ないしは0.217、0.235という状況になっておりまして、本市についても、今の段階で確定ということではもちろんございませんが、0.2という換算が妥当ではないかということでございます。

4 ページ、事業系有料指定袋制度のイメージ。これは、指定袋になった場合、現行から指定袋制度への移行の流れについて記載させていただいております。現行では、排出事業者さんと許可業者さんが委託、収集の契約をされまして、排出されたごみを焼却工場に搬入いたします。その搬入量を計量するわけですが、これについて一般廃棄物規制担当に集計表が上がってきまして、それに基づいて許可業者さんに手数料の請求が行き、その分につ

いて納入をしていただいております。

これが指定袋制になりますと、排出事業者さんが指定袋販売店から指定袋を購入していただいて、指定袋の中にごみを入れていただく。収集輸送の手数料については、許可業者さんとの契約で、それに基づき許可業者さんが収集し、同じく焼却工場へ搬入していただく。手数料については、指定袋の手数料が大阪市の手数料収納担当（仮）に納入されることになってまいります。

右側に一括して書いておりますが、現行は、収集運搬＋処分料金がごみ処理手数料になりますけれども、袋制になりますと、これが分離ということで、ごみ収集運搬手数料は許可業者が契約される料金、ごみ処分手数料につきましては有料指定袋の代金に変わっていく。処分料金を上乘せした有料指定袋制を導入されているのは、神戸市、広島市でございます。

次に5ページ、指定袋制度のメリット、デメリット。アパート・マンションの問題等も入ってまいりますけれども、指定袋のメリットの1つ目は、排出事業者が支払う処分料金が明確になる。これについては、許可業者さんと排出事業者さんとの契約が含まれておりますが、袋制になりますと、排出事業者さんが支払う処分料金は袋に入ってきますので、そのへんが明確になるということ。2つ目といたしましては、排出者のごみ減量に対する意識づけの促進。もちろん袋を購入していただくわけですから、ごみ減量を改めて認識していただけると考えております。許可業者の方につきましては、処分料金改定時に契約料金への転嫁が不要ということで、過去、転嫁の難しさということも聞いておりますので、そういった部分についてメリットになるのではないかと考えております。

デメリットにつきましては、まず1つ目といたしましては、指定袋を使用しない不正搬入が懸念される。それから、機械式ドラム型ごみ貯留排出装置による保管の場合、指定袋使用の確認が困難。この2つについては、工場ピットに投入された場合、適正に袋が使われているかどうか確認が難しいのではないかと。また、ごみドラム等の場合、袋が破れてしまいますので、これも使用の確認が難しい問題ではないかと考えられますけれども、搬入検査、ダンピングチェックを今後強化する中で、適正に袋が使われているかどうか黙視ということになるかと思っておりますが、こういった対応をしていく必要があ

るのではないか。デメリットと言いながら、そういった対応でいくらかでも解消できる部分が考えられると思っております。

3つ目のデメリットは、指定袋の使用が困難な排出事業者の取り扱いの検討が必要。ごみが大きく袋に入らない場合とか、集積過程が人手を介さず機械処理されて貯留される場合のごみについては、事前の申請・承認により対応するやり方とか、袋が一方でありながら例外ということになろうかと思いますが、搬入重量に応じた料金請求、もちろん指定袋による排出との混載不可という限定をかけた上でということになりますけれども、こういった対応によって考えていく必要があるかと思っております。

4番目は、許可業者が収集しているアパート・マンションの取り扱いの検討が必要。先ほどお話が出てまいったと思っておりますが、アパート・マンションについては、基本的には家庭ごみですので、今回ご議論いただいております事業系ごみという取り扱いからは除くべきものと考えられますが、今後どういった形で整理をしていくのか、まだ結論にまで本市としても至っておりません。ただ、原則家庭系ごみと考えていく必要があると思っております。一般家庭に処分料金を求めることは、当然理解が得にくいし、指定袋を適用しない場合、事業系ごみと混載になり、不正搬入の要因になる可能性もあるという中で、今後の対応をどうしていくのが課題になってくると思います。

その右側に、処分料金を上乗せした有料指定袋制をとっております神戸市、広島市の現在の対応について記載させていただいております。神戸市の場合は、許可業者の収集するアパート・マンションであっても指定袋制を適用しているということで、業者さんに委託されているということについては排出者の意思による選択という理解のもと、もし問題があるようなら直営への誘導を図っておられるとお聞きしております。広島市の場合は、アパート・マンションは制度の適用外ということで、許可業者さんを通じた料金徴収（契約料金に処分料金込み）を継続しておられる。有料指定袋制が適用されるごみとの混載は認めないという前提で、ダンピングチェック等での持ち帰り指導をされているとお聞きいたしております。

6ページ、事業系有料指定袋制度の事例ということで神戸市、7ページには広島市もあげさせていただいております。資料6ページに記載の神戸市の

事例では、指定袋の価格は、比重 0.2で容積換算し、袋の作成実費等を含んでの価格を記載しております。30Lから90Lまで、可燃、不燃、粗大、資源とかなり広範にわたる細やかな袋制になっております。

それから、指定袋の例外規定の対象は、市規則に明記されております。①ごみが大きくて指定袋に入らない場合。②分別区分が同一の単一（ごみの種類）かつ多量（車1台分）で、改めて袋に入れることが著しく環境負荷を増大させる場合。剪定枝、廃棄野菜などについては、例外規定の対象となっております。それから、③ごみの集積・貯留が人手を介さず機械的処理によるため、袋に入れられない場合。道路機械清掃ごみなど。④排出・収集過程においてプライバシー保護等のための特段の事情を有する場合。機密文書などが例外規定の対象となっております。

右側には、販売場所、指定袋制にされた以後の減量効果を記載させていただいております。

事前承認の場合の手続きですが、搬入の3日前までに許可業者を通じて市の事前承認が必要ということで、搬入する処理施設ごとに申請をしていただく。また参照をお願いしたいと思います。

次のページは広島市の場合。これはもうちょっとシンプルになっておりまして、可燃ごみ、不燃ごみ。ただ、袋のサイズが10、30、45、70、90ということで、それぞれの料金設定がされております。資源類（紙類、金属類、ガラスびん類、ペットボトル）については、リサイクルということで民間ルートへ出されております。紙類については、広島市でも資源選別施設で受け入れて、10kg69円、大型ごみについては10kg98円でございます。

本市の場合の試算ですが、原価計算をしました時に、既に資料でお示しさせていただいておりますけれども、10kg現行58円については、19年度決算額の予定でいきますと、処分手数料としては117円。1袋45Lの場合、現在の3分の1換算では58円ですと87円、5分の1換算では52円。それから、117円については、3分の1換算で175円、5分の1換算で105円という計算を記載させていただいております。

次に、排出量10kg未満事業所の取り扱いですが、これも今後の議論ということで、大阪市としてどういった対応をしていくのかということになるのか

と思います。基本的には、排出される事業系のごみはすべて有料ということも考えられるわけですが、単独の事業所、それから住居併設の事業所など小規模の事業所について、どういった対応を図っていくのかを考えていく必要があります。最終的には、10kg未満無料規定を廃止し、事業系ごみはすべて有料という対応を図る1つの考え方があろうかと考えております。

ただし、10kg未満の排出事業所については、現在、8万2,000件あり、そのうち単独の事業所が4万5,000件、住居併設が3万7,000件で、単独の事業所の場合は、袋制を使用して排出されるものはすべて事業系ということになり、わかりやすいわけですが、住居併設の場合、家庭系と事業系を分離排出していただく。事業系のごみについては袋、家庭系のごみについては本市の直営収集に出していただくということで、事業系部分の料金負担を求めることになってくるかと思われまます。

けれども、現実、分離排出にご協力をいただけない場合、収集段階でのチェックはまったく無理と考えられます。あくまでも性善説でご理解をいただいて、家庭系と事業系を出していただくというのが一定の考え方になろうかと考えております。ただ、事業系の場合すべて有料となると、住居併設の排出の部分とどういった形で差ができるのかという問題も生じてくるかと思われまますが、原則的には事業系ごみは有料という考え方も方針の中で出てくると考えております。

参考に、札幌市、横浜市、北九州市の例を書いております。札幌市の場合は、1日平均40L以下、事業系の排出量の認定困難な場合は、市で無料収集をしている。横浜市の場合は、家庭系と事業系を合わせて1日平均5kg未満または事業系3kg未満の場合は、市で無料収集。北九州市の場合は、区分が難しく排出量家庭並の場合は、混合排出で市収集。先ほど申しあげました単独事業所と住居併設事業所の不均衡という問題があるわけですが、他都市ではこういった対応をされているところもあります。

それから、8万2,000件について直営ということですが、もし少量排出事業者を直営で有料収集する場合、最大8万件を超える新たな調定・徴収事務が生じますので、その対応がし切れるかどうかは非常に問題があろうかと思われまします。料金の支払い方法等については、また対応を考えていくことも出て

まいると考えております。

最後のページですが、直営収集と処理手数料のかかわり。処理手数料の上限規定については、今現在、大阪市の場合、240円が上限になっております。廃掃法の第7条で「条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない」ということで、現行240円が上限になっておりますが、これは、市町村が直営で行う場合と一般廃棄物処理業者が扱う場合、市町村住民に不公平を来さないように料金の最高額を定めるものでございます。現在、収集手数料と処分手数料の合計がごみ処理手数料となっておりますけれども、本市が事業系ごみの有料収集を廃止した場合、当然設定の必要はないということで、収集手数料については排出事業者と許可業者との自由な契約になってくると考えております。

これにつきましては、旧厚生省の見解を記載させていただいておりますが、「市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で定めることはできない」ということで、上限の金額がなくなる。今現在、事業系ごみについては本市も直営で一部収集いたしておりますので、その分について廃止した場合という理解になっております。本日の資料につきましては、以上でございます。

○村田部会長

一括して説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ遠慮なく言っていただきたいと思います。

○田村委員

まず3ページ、家庭系ごみの組成分析調査で、比重を0.2ぐらいにしたらいいのではないかというのを根拠に示しておられますけれども、前回、参考資料でいただいた事業系ごみの排出実態を見ても、どの業種も大体見かけ比重は0.2でおさまっています。家庭系も事業系もこういうデータが出ていて、さらに他都市の例を見てもこれでいいとすると、なお説得力が出るかなと思います。それで0.2という設定に関しては問題ないだろうという判断を多くの方がするだろうと思います。

それと、10kg未満事業所の取り扱いについては、シンプルに言うと、家庭系と事業系を分けていただいて、「事業系はとにかく料金をもらいます。家庭

系とは分けてください」と言うのが一番シンプルだろうと思います。札幌とか横浜は、何kg未満とか何kgとかいろいろ書いてありますけれども、かえって「その根拠は？」と言われると困るだろうなという印象を受けました。

あと、7ページですが、45Lのごみ袋の場合、現行の手数料が87円のところが、重量換算を変えて指定袋制を入れ、原価を反映した手数料にすると、87円が105円に上がるという説明になるのだらうと思います。87円が105円になるという実質値上がりする分は、事業系のごみの組成を見た時に、紙がどの業種も平均して4割、5割出ているようなので、紙を抜けば実質値上げにはならないよと。紙を抜いてリサイクルに回してくださいという誘導があわせてできれば、なお減量が進むだろうなという印象を受けました。

どうせダウンとシステムが変わるので、その時に一緒に周知してしまうと、なおのことよく浸透すると思うのですが、紙を抜く場合に、紙を収集する業者あるいは古紙問屋さんなどが大阪市に十分にあるのかどうかということと、例えば機密書類なんかは直接溶解をしてくれるところへ持って行って、溶解証明書みたいなものを出してもらおうというのを京都市でもやっていますけれども、そういうことができる業者が大阪市内にあるのかをお尋ねしたいと思います。

○深津課長

正確なデータに基づいたものではないですが、古紙問屋さんは大阪市内は古くから割合発達しておりまして、古紙を受け入れるキャパシティーは十分あると聞いております。ただ、問題になりますのは、古紙問屋さんまで持っていくルートでございます。大規模な建築物等で大量に出るところは、問題なくルートがつながっていると思いますけれども、特に中小規模の事業者の方々が排出される紙は、どうしてもロットも小さくなりますし、不定期になりがちだということで、そこから古紙問屋さんへどうつなぐかということ、もうちょっと我々としても議論しないといかんのかなと。そこが課題として残っているということでございます。

それから、機密書類については、これも伝聞で申し訳ございませんけれども、溶解をされる業者さんも大阪市内にいらっしゃるようでして、機密書類を扱う事務所なんかでは、「とかし屋さん」にお願いをして機密書類の処理を

されているということをお聞きしております。

○村田部会長

機密書類を受けておられる古紙屋さんには、どれぐらいあるのでしょうかね。普通は焼却しているんじゃないでしょうか。私なんか、年に1回ぐらいはダンボールに出して、焼却を依頼するんです。けっこう高いですけど、特定の業者さんがお持ちのダンボール箱に入れて、受け取りをもらって、焼却証明をもらう。と言うのは、外へ漏れると非常に困るものばかりですから。溶融業者さんがどれぐらいあるのか。

○藤田委員

田村先生のお答えになるかどうかは別ですけれども、実は私、川崎市のエコタウンに見学に行きました。そこには1つだけ、そういう機密書類を専門に処理処分をしている業者があります。聞いたところ、大阪にもあるということはお聞きしております。たぶん同じようなシステムだと思います。

搬入そのものについては、2つだと思います。1つは、自分で持って行く。量的に多い場合は自分で持って行く。完全にダンボールをガムテープ等で貼ってしまって、それをそのまま持って行って、開けないでそのまま処分してしまう。あとはトイレットペーパーができておりました。「買ってください」と言われましたけれども、そこのほうが意外とルートがないということは聞いています。たぶん大阪でも同じようなことはされていると思うんですね。22日の審議会の時に、池田さんだったかな、ちょっと言っていましたよね。「うちも出してます」ということですから、大阪で出ていると思うので、そこは問題ないだろうと思います。

機密書類の場合は、私も田村さんと同じ意見で、それは自分の責任でやるべきことだと思うんですね。特殊なものですから、基本的にはごみではない。情報ですからね。そういう点では、まったく違う扱いをしていかないといけないのではないかという気はします。

○田村委員

私が知っている事例では、京都市の古紙問屋さんと津市にある板紙の製紙会社に見学に行ってお話をうかがった時に、京都市内の古紙問屋さんには、鍵のかかるトラックに積んで、それぞれの事業所から箱に入ったまま運

ぶんだと。心配であれば、その車にだれか1人一緒に乗ってきてもらって、鍵がかかったままリサイクル紙をつくっている紙屋さんまで持っていく。そこで鍵をあけて、箱は開けずにそのまま溶解炉、パルパーの中に入れてしまっ
て、溶解証明書をつくとおっしゃっていました。

大津板紙さんという製紙会社のほうは、たとえ1箱でも、たくさんのロットでも、直接持ってきてもらったら、その場で見ている間にパルパーに入れる。コンベアーで入っていくところまで見てもらって、溶解証明書をその場
でお渡ししているとおっしゃっていました。

心配ならばだれかが1人ついて、いくつかのオフィスを鍵がかかった車で
回って箱ごと載せていくのだったら、小さいロットの事業所からも、月1回
とか日を決めておけば、集められるだろうなという気がします。溶解証明書を
発行してくれるようなパルパーを持っている会社は、大体、搬入してもら
ったら、その場でやってくれて証明書を発行してくれるというシステムなの
だろうと思います。

○藤田委員

事務局がかなりしっかりとまとめているので、そんなに大きな
異論はないですけれども、例えば8ページ、難しい部分も書いてはあります
けれども、基本的にはごみをいかに減量するかを我々としては求めていこう
ということですので、やはりこのへんのところはしっかりとまず意識する
ということが1点だと思います。

それから、10kg未満の排出事業者についても、ルールからいけば、住居併
設であれ、例えば金型とかをやっておられる小さな事業所であれば、鉄くず
とかが出てきて、それはまさか一般ごみとは言えない。それは、当然事業系
に入っていくと思います。ただ、生活をしているところのごみを同じように
事業系と言うのかどうかは、非常に難しいところがあると思います。

事業所と住居が同じだから、生活系ごみが出てきてもやむを得ないだろう
と。そういう意味では、しっかりこのへんはチェックされていると思います
し、田村さんと同じ意見で、40L以下というのがどうなのかはわかりませ
んけれども、少なくとも排出量10kg未満の事業所の取り扱いという形で言
われているので、こういう流れが一つの解決法ではないかなと思います。あとは、

事業系で例えば有料指定袋等を考えるとすれば、しっかりと許可業者さんにも協力を求めて、混入を防ぐという形でやっていかざるを得ないだろうという気はしております。

○村田部会長

8 ページのところ、今後の議論ということを言われていたと思いますが、それは今回の部会のまとめの中に入れず、将来継続して検討していくということでしょうか。そのへんはどうなんですか。

○深津課長

最初に申し上げましたが、この部分につきましては、かなり政策的といえますか、施策的な判断が要る部分でございますので、部会のご意見を賜っておきながら、それを参考にして我々としてまた検討させていただきたいという趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○村田部会長

そういうことでしょうか。これを中に入れると言ったら、大変なので。

○藤田委員

私、下水道のほうも専門にしておりましたが、下水道でも、都市の中には工場等も混在しているわけですね。水質汚濁防止法からいけば必ずしも受け入れなくてもいいですけども、それが少量であれば、しっかりと下水道としては受け入れて、社会基盤を整えることによって事業活動を支援するという形をとっておられると思うんですね。たぶんそのへんのところをうまく動かしていったらいいのではないかなと思います。

産業廃棄物もまさに同じで、非常に大きな、例えば1日1万tも出てくるような下水を受け入れるかどうかということになると、これは相当難しい問題で、独自で処理しなさいということで、実際に処理をして、河川あるいは港湾に排出しているところもあるし、場合によっては受け入れている。吹田市なんかの例ですと、川に直接流せないのでも下水道が受け入れています、そのかわり「ここまで処理をして受け入れます」という契約です。まさにそういう考え方をごみについてもある程度は適用していくというのか、その考え方を入れていくのは大事ではないかなと思っています。

○竹内委員

10kg未満の話が今出ていますが、私も基本的には同じ意見で、事業系については10kg未満無料規定を廃止することは望ましいという案に賛成いたしております。ちょっとだけ試算をしてみたのですが、無料でこのまま集めた場合、例えば案で上がっている1袋当たり105円ぐらいの手数料でいきますと、10kg未満を無料にしますと、手数料収入が106億円ぐらいになります。ここを有料にすると115億円ぐらいになって、大体10億円ぐらいの差が出てくる。その割には、減量効果という意味では全体に占める割合が小さいので、10kg未満のところを無料にしたところで、有料にした場合と排出量ではあまり差がないということになります。そういう面も1つあります。

もう1つ、無料にした場合は、本当は多量なのに少量であると偽る事業者さんが出てきてしまうのではないかという負の影響があるので、これがまずいだろうと思っています。見かけ上、事業系のごみ処理量が減ってしまう可能性がひょっとしたら出てくるということで、この点についても懸念する必要があると思います。

8ページの資料には、少量排出事業者を直営で有料収集する場合には、事務手続上大変煩雑になってしまうということが指摘されていますけれども、次の9ページのところでは、有料収集を廃止した場合には収集手数料の設定を要しないということが書いてあって、ちょっと混乱してしまったのですが、結局、少量排出事業者も事業系のごみであるということで、直営で有料収集しない場合には、このような事務手続は発生しないと考えてよろしいのでしょうか。

○松本課長

当然、有料で収集しないということになりますと、そういった対応はまったくなくなりますので、そういうことです。

○村田部会長

今の竹内先生の意見ですけれども、8ページの直営で有料収集する場合、最大8万件を超える新たな調定・徴収事務が発生するというのは、ある程度帳消しになるということもあるわけですかね。これはそのまま残るわけですか。

○松本課長

今現在、10kg未満については、全部無料で収集しております。それを有料で、なおかつ本市が直接収集する場合について、こういった問題が生じるということで書かせていただいています。

○村田部会長

そのほかございませんでしょうか。指定袋制度の事例などの点について、何かご意見ございませんか。神戸市と広島市の事例が載っていますが。

○竹内委員

神戸市で働いていますのでちょっと経験があるのですが、指定袋制は、確かにここにあげられているようなメリットがありまして、処分料金が明確になったということで、契約上すごくすっきりしたという点が、事務方の会計からも感想として出ておりました。それから、ごみ減量に対する意識づけというのもまさにそうで、それぞれの部局とか事業所でごみ減量に対する意識づけが進んでいると思います。ですので、私も有料指定袋制を導入するのはすごくいい方法だなあと 생각합니다。

ただ、デメリットの中で、これは細かい点ですけれども、あがっていないものが1つあります。事業所で管理しなければいけない有価物が1つ増えるということで、神戸大学の事例では、金庫の中に袋を入れて管理しなければいけないという手間が発生しております。こういう貴重なものを盗まれるかもしれないということを懸念しなければいけないデメリットも、ちょっとしたデメリットですけれども、あります。

○田村委員

5ページの図を見て、メリット、デメリットには書かれていないですけれども、結局は許可業者さんの協力がかなり重要になってきますので、結果として許可業者を選別するようなことにもなるのかなと。優良な業者さんと、そうじゃない業者さんとで、そうじゃない業者さんが駆逐されていくというか、そういうことにつながるのかなと。

搬入検査とダンピングチェックの強化と書いてありますけれども、例えば許可業者さんに対する市の態度というか、「今後、許可業者さんと、こういうふうな意気込みで接していきます」みたいなものが必要なのかなという気がし

ています。

あと、マンションとアパートの取り扱いの検討と書いてありますけれども、ものすごくシンプルにわかりやすく言うと、事業所ではないということで、混載不可にして、「一般家庭なので有料にしません」という説明が一番わかりやすいだろうと思います。結局、ここでも許可業者さんに協力していただかないといけないわけですけど、混載不可ということ徹底して、無料にしておくのが一番わかりやすいだろうという気がします。

いっぺんに聞いてしまいますけど、最初にご説明を受けた参考資料の中で、今日は色付きの部分について主に考えますということがありましたが、学校と公共施設の色がついていないということは、これは今後も直営収集でやっていくということの意思表示ですか。

○深津課長

参考資料ですけれども、説明が不足しておりました。学校・公共施設等について、今、直営でやっている部分もございしますが、直営でやるのか、それとも許可業者さんの収集に委ねるのかについても、我々、検討しているということでございます。

どういう収集方法を選択するのかという議論でございますので、先ほどの9ページともかかわってくる部分でございます。今、委員がおっしゃったように、点々はつけておくべきだったなあと考えております。申し訳ございません。ただ、これについても、繰り返しになりますけれども、直営収集を続けるのか、それとも別の方法に委ねていくのかについては、引き続き議論しないといかんと思っております。

○山本一般廃棄物規制担当課長

田村委員から、優良でない許可業者さんが駆逐されていくのではないかとご指摘がございましたけれども、大阪市の許可業者さんは、皆さん優良でございます。もし優良でない業者さんがいらっしゃったら、それは駆逐されるのもやむを得ないかなと思っておりますが、もちろんこの際には、運ばれる許可業者さんだけではなくて、排出者のほうにも、大阪市としてはきちんと指導に入っていきたいと考えております。

○竹内委員

アパート・マンションの件についてですが、私は、最初の段階では、アパート・マンションに住んでいる人も家庭で暮らしている普通の市民なのだから、そこから出ているごみは家庭系ごみとして処理すべきだと漠然と思っていたのですが、神戸市の理屈を見ますと、確かにこういう理屈もあるのかなあと少し考えが変わりつつあります。アパート・マンションを経営している人にとっては、業者に収集してもらうことはけっこう便利であるということで、自発的にそういう選択を行っているという考え方ですね。これも1つあるのではないかと考えていきますと、「事業系で出してもらうと、少し高いけれども便利ですよ。家庭系で出してもいいですけども、そちらは週に何回かしか集めてくれませんかよ」という形で、もう一度、ごみの出し方も含めて、アパート・マンションに住んでいる人にも考えていただく機会にしてもらったらいいのかなとも思っております。

○藤田委員

竹内先生の話はものすごく理屈には合っているのですが、我々自身ができるだけ排出をしない方向に持っていこうとすると、いつでも集められる、しかもお金を出せばいくらでも出していいですよというのが難しいんですね。例えば1袋だったらいいとか、何か条件をつけていたところもあったと思います。

併用の住宅ですけどね。そのへんのところは少し議論しないといけないのと違うかなと。おっしゃるとおりで、たぶん管理をされる側からいけば、有料だけれども、どうせアパート・マンションはいわゆる管理費と称して何千円か毎月取っているわけですから、そこからうまく使えば、「うちのマンションは毎日ごみが出せますよ」と言うと、それはけっこう大きな売りになってしまうと思うんです。そここのところは難しいなという気がするんですね。

ちょっと脱線してしまうのですが、持論ですが、ディスプレイなんかは典型なんですね。ディスプレイは、今、実際にはある除外施設を付けない限り下水道に流せないということがあって、除外施設から出てきたものは固形物になるわけです。多くは市が受け付けるそうですけど、実際には産廃で処分しないといけないところもあると聞いています。

ところが、大阪はそうでもないでしょうけれども、僕は黒部市の例で話を聞いたのですが、黒部のような、冬寒いところになると、実はお年寄りのごみを出せないそうです。大阪市の場合、パンフレットなんかで「ごみ出しのお助けをしています」ということを言っていますが、現実問題として、凍るような道でごみをどうやって出すかということも非常に大きな問題になってくる。そういう意味では、大阪なんかで例えば「毎日出せます」というのは非常に大きな魅力だと思うんですね。ディスプレイって、ある種、そういうものだと思います。そのへんのところ、もうちょっと考えていかないと、非常に微妙な問題をたくさん含んでいるように思います。

○村田部会長

竹内先生、いかがですか。

○竹内委員

おっしゃるとおりだと思います。

○藤田委員

どちらも正しいですね。

○村田部会長

神戸市の指定袋の例外、市の規則に明記してある例外規定の対象が①から④まであって、これは事業系の一般廃棄物ですから、全部含めてそういう趣旨に理解していいわけですね。家庭系は全然入っていないということですね。

それと、神戸市の場合、細かく袋が分けられていますけれども、大体どのぐらい必要があるんでしょうか。実態はどんなものでしょうね。

○深津課長

これは、業種業態によってさまざまかなと。前回お示しした事業系の資料でも、袋の大きさがちょっとずつ業種によって違ったかと思います。それぞれの業種によって必要とする袋の容量は違ってきますので、一概には言えないと思います。こういうふうに細かく区分されているのも、そういう意味があるのかなあと思ったりしております。

○村田部会長

細かく分けるのと、広島のように大雑把に分けるのと、どう違うのかとい

うことですね。

○田村委員

私が排出事業者の気分になって、「手数料が上がるけれども、紙をのければいいですよ」ともし言われたら、おそらく紙をのけようという気になると思うんです。やっぱり大阪市内の紙の流れと既存施設にどのぐらい余分の容量があるかということと一緒に示さないと、「紙を抜いてください」ということの根拠にはならないし、また紙を抜いたはいいけど、どうしたらいいの？ということになるのは目に見えているので、そこまで踏み込んできちんと情報を知らせていただけると、かなり協力率は上がるのではないかなと思います。たぶん必要なデータとして、既存施設の立地状況と残余容量、大阪市内にない場合は近隣都市にどういう配置であるかということ最低限でも押さえておかないといけないのではないかなと思います。と言うのは、京都市でも、ごみを減らす会議の時には、必ず既存施設の立地状態と残余余力というものをデータとして示されていますし、もしもめちゃくちゃ大変な仕事でなければ、たぶんそこまでの情報を用意しておくべきだろうなと思います。

マンション・アパートについては、混載をできなくするというのを周知徹底する時に、ついでに「マンション・アパートでも紙をのけましょう」みたいな話も一緒にできるかもしれないので、かなり大きく減る可能性がある部分だなと考えています。

○深津課長

今、手元にはデータございませんけれども、調べます。委員がおっしゃるとおりだと私も思っておりますので、できる限り情報収集をいたしまして、お示しできたらと思っております。

ただ、例えば古紙問屋さんにとどれぐらい受入能力があるのかといったことは企業秘密という部分もありますので、どこまでわかるかということもありますし、今、紙の市況が急激に悪くなっておりますので、そういったものもどう勘案したらいいのかも議論が必要かと思えます。いい時はなんぼでも受け入れますけど、今は逆のところはかなりあると思っておりますので、そういった部分も含めてできるだけデータを集めてみたいと思います。

○村田部会長

2 ページ、これは前提の問題、基礎的な問題かもしれませんが、平成18年9月に市長決裁で「取扱要領」を変えたということですね。これが実施されているということなんですね。これは、事業者の皆さん、あるいは市民にどういう方法で周知されているのでしょうか。勝手に市の内部規定で決めているということではないでしょうね。

○松本課長

これについては、以前、料金改定等があった時には、パンフレットで排出事業者さんには送らせていただいていますし、新聞等にも出たと思います。

○村田部会長

一般排出事業者さんには？

○松本課長

排出事業者さんに換算の方法みたいな形で送らせていただいたと思います。

○村田部会長

1 回だけですか。事業者さんと言えば、つぶれたり、またできたりというので変動が激しいと思うんですけど。

○松本課長

この説明の時にも申し上げましたが、本市が直接収集する場合には、換算という形で事業者さんのほうにはご説明させていただいていると思いますけれども、それ以外の場合は、特にそういう機会はないと思います。

○村田部会長

今度、5分の1ですか。そういう話が出てくるわけですね。

○松本課長

許可業者さんでは重量でされているようですので、特にこの分については、本市が直接収集する場合の目安ということでご説明させていただいております。全般に知らしめているかどうかということについては、ちょっと・・・。申し訳ございません。

○村田部会長

条例に基づいて事務取扱要領が決められているのですから、条例なんていうものは公表すべきものだし、公表しなければならない。その下の取扱要領

も公表しないと、事業者の皆さんはわからないのではないかなあと。なぜ3分の1か。根拠は知らないでもいいかもしれないですけど、換算が3分の1であるということは知ってもらいたいということですね。

その次、3ページ、家庭ごみの組成分析調査結果が出ていますね。それで、神戸市の例や本市の事例ということで、今度は事業系の一般廃棄物にもそれを適用していく。そういうことになるんですかね。3分の1が5分の1になる。そういう理解でいいですか。家庭のほうを事業系の一般廃棄物にもスライドしていく。

○松本課長

先ほど田村委員からのご指摘もあったと思いますけれども、ここに事業系ごみの実態調査を補足でということで、基本的には比重そのものはあまり変わりません。それと、実際に有料袋になってきますと、逆に詰め込みも想定できます。組成分析の関係だけでいきますと、事業系のほうが若干比重は少ないですけども、概ね他都市の状況も含めて0.2ぐらいが妥当であろうと。ただ、ここには家庭系ごみしか出ておりませんので、また事業系の分についても資料として出させていただきますが、数字的にはそう変わりはないかなと考えております。

○村田部会長

組成なんかも大きくは変わらないでしょうね。水分の量とか、どうなんでしょうね。家庭系のほうが台所ごみが多いから水気が多いとか、どうですかね。

○藤田委員

おそらく事業系で独立されているところだと、かなり偏っていると思います。だけど、住居併設になると、まさに家庭とどう区別するのかというところがあるので、私は、ある程度0.2というのは根拠があるのかなという気はします。

5ページのデメリットの②と③ですね。②は、まあいいですよ。これは、ある程度例外規定をつくっていけばいいですけど、③の意味がちょっとよくわからなかったです。「困難な」という表現の意味。大きいからというのはわかりますね。例えば剪定枝なんかは、まさにそういうものの1つになると思

います。「指定袋の使用が困難」というのは、そういう意味を含んでいるのか、ちょっとそこがよくわからない。これは、ごみが入らないということだけですか。

○松本課長

そうですね。一応そういうことで考えております。

○藤田委員

だけど、あんまり大きいと、産業廃棄物でしょうということになるでしょう？そんなことない？それでも家のもんやと。我々、家ですと、大型ごみで出しますよね。大きいものは大型ごみで出すし、不燃物は不燃物で出す。家庭はそういう形でやっているの、少なくともそれに準じてやるべきではないかという気はするのですけど。

○山本課長

これも伝聞の話ですが、神戸市さんが指定袋を導入された当初、例えば製材業等でなければ事業所の木屑は事業系の一般廃棄物ですけれども、非常に長いものがある、袋に入り切らないので、「指定袋をちゃんと買ってますよ」ということで、その袋を巻き付けて示していたということも聞いております。ただ、今は神戸市さんは、そういうことではいけないということで、事前承認で別途対応すると聞いております。ですので、指定袋に入り切らないということを示しているのご理解いただけたらと思います。

○藤田委員

ここにメリットも書いていますが、非常に明確になる、流れも非常にはっきりするという意味では、2Rあるいは3Rを推進する中で指定袋を導入するのは1つの流れではないかと思えますし、今後、大阪市がそういう形で導入しようということに対して異論はないですけれども、そうすればするほど、あまり例外をつくっていくのはよくないだろうなという気がするんですね。せっかくそんなにすっきりしているのだったら、逆に例外はあまりつからないほうがいだろうと。

6ページに例外規定の対象ということで神戸市の例を書いていたと思いますが、いくつか書けるぐらいの範囲にしておかないといけないだろう。我々一般家庭でも、例えばホウキなんかを出そうかという、2つか3

つに分けて、金属の部分はできるだけはずして出すとか、家庭ではそういうことを努力しているのだから、そこのところはある程度努力を求めてもいいのではないかという気がします。

それと、神戸市などもそうですけど、導入されて、その周辺にいくつかの努力をされる。1つはリサイクルルートの確保云々ということもあるし、大阪市が排出事業者と許可業者にいかにきちっとPRしていくのか。そこが2Rにとっては一番大きい効果を持っているのではないかと思います。それはなかなか書けないところですけど、ご自分のところでも頑張りますということは宣言していかないといけない。結果として、しっかりとルールを守っている方が損をするような制度であってはならないと思います。

○竹内委員

今お話に出ました補足的な政策の関連ですけれども、リサイクルルートの点はまず大事だなと思います。それから、この手の話をした時に必ずデメリットとしてあがってくる議論として、不法投棄が増えるのではないかという話があります。それから、リバウンドが起きる。一ペンは減ったように見えるけれども、どうせ元に戻ってしまうのではないかという話があります。

不法投棄の件については、これまでの研究によると、有料化した自治体のうち4割ぐらいの自治体が「増えたのではないか」という回答をしているというデータがありますので、やはり気をつけるべきだろうと思います。手数料の見直しに伴って不法投棄対策もあわせて実施していく必要があると思います。

リバウンドについては、最近の研究ですと、やっぱり多少あるみたいだという結果が出ています。ただ、かなり昔に有料制を導入して、そのまま料金改定をせずずっと来ている結果、ほかの物価と比べてえらく料金水準が安くなってしまったという点も含まれているのではないかと私は思っていますので、手数料が果たしてこの水準で妥当かどうかというのを、定期的にといいいますか、ある程度たったらもう一度評価できるような仕組みを予め考えておかれると、改定する際にもスムーズに事が運ぶのではないかと思います。

○深津課長

竹内先生がおっしゃいましたように、不法投棄は、我々としても、しっかり対策を同時にとらないといかんだらうと思っています。これも伝聞で申し訳ないですけど、神戸市さんなんかは、有料化された時に街頭のごみ置きみたいなものも全部のけたみたいですね。ああいうことでどうなるのか、私どももわからないですけれども、いずれにしても不法投棄の懸念はどうしても拭い去れませんので、そのへんの対策は慎重に考えていかないといけない。

リバウンドの問題は、私も同じようなイメージで、やっぱり手数料水準がある程度適正でなければ効果がないどころか、一時あったとしても、すぐに戻ってしまうということがありますので、どういった水準がごみ減量効果を生む適正な水準なのかということについて、我々としてもしっかり研究したいと思っております。

○村田部会長

大分時間も経過しましたがけれども、そのほかございませんでしょうか。もしなければ、事務局から、今後の方針など説明願えますか。

○深津課長

いろいろと貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。これまで3回にわたりまして、手数料のあり方に論点を絞ってご議論いただいたところでございます。概ね論点としてはカバーしたと理解しておりまして、部会報告のとりまとめ作業をそろそろ進めていかないといけないと思っております。そういうことで、次回以降の部会の進め方について何かご意見があれば、委員の方々におうかがいしたいと思います。

○藤田委員

一つは、先ほども申し上げましたように、環境局としても、どういう方向で努力されるのかというのを、どこかでは何か文章に書くべきではないか。具体的にどうのこうのということはないですけれども、今までの流れの中でいろんな意見が出てきて、かなりの部分は環境局の努力に負っているというイメージを持っていました。

それと同時に、有料指定袋ということになりますと、これまでの手数料の体制から、4ページにありますように、がらりと流れが変わる。ある意味で

はすっきりしていると思うんですけども、そうは言いまして、排出事業者の方々にも当然ながらいろんなご意見があると思いますので、お聞きしないといけないだろうし、許可業者に関しても、それに対して本当に受け入れが可能なのか、あるいはスムーズに行くのかどうか、そういうことも含めて意見を聞く。パブリックではないですけども、やっぱりコメントをいただかないといけないだろうと思います。許可業者さんの場合は、業界団体があると聞いています。排出事業者については、審議会の中にも委員の方が出られますので、そういう方々からもいろんなご意見を聞いて、最終的に有料指定袋になるとサイズはどうするのかとか、適正な価格はどうなのかということを含めて、少し事務局に汗をかいていただければいいのではないかと思います。

○村田部会長

今の藤田先生のご提案について、竹内先生、田村先生、いかがでしょうか。業者さんないしは排出事業者さんの意見を聞いてみるという話ですけども、よろしゅうございますか。

○深津課長

それでは、次回は関係者の方々から意見聴取を行うということで、事務局で調整をさせていただいて、いろんなご意見をおうかがいした上でまとめていくということにさせていただきたいと思います。

委員の皆様には、本日、長時間にわたりまして、部会へのご参加ありがとうございました。

○清原課長代理

それでは、ただいまのような調整事項がありますので、また事務局で人選等調整させていただいた上でお知らせしたいと思いますので、今日はこれで閉会とさせていただきたいと思います。

○村田部会長

追って通知をいただけるということで、来年1月以降ですね。そう遅くない時期にやらないといけないですね。

○清原課長代理

できるだけ早くしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それ

では、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時40分